

平成29年度 日赤 地域福祉活動助成金手引き

日赤地域福祉活動助成金は、市民の自発性のもと、栄区内で行われる非営利な地域福祉推進活動や障害福祉推進活動の支援を目的とします。

1. 助成対象団体

- (1) 原則として、栄区内で地域福祉推進のために事業を行なう市民活動団体
- (2) 原則として、栄区内で障害福祉推進のために事業を行なう障害者当事者及び家族団体

※ただし、下記の団体は除きます。

- ・法人格のある団体
- ・神奈川県共同募金会助成金を申請している団体
- ・福祉関係施設
- ・単発事業のみを実施する団体
- ・特定個人のみを対象とした活動をしている団体
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する事を目的とする団体
- ・政治上の主義を推進することを目的とする団体
- ・親子サークル・シニアクラブ・趣味のサークル等の「主に自助を目的とする団体」
- ・横浜市・栄区役所および横浜市社会福祉協議会の補助、委託を受けている団体

2. 助成額

予算額を申請団体数で割った金額を助成します。(100円単位切り捨て)
ただし、上限額は15,000円とします。

3. 対象経費

地域福祉保健活動団体の運営や活動にかかる費用を助成します。

4. 助成条件

- (1) 1団体1件のみの申請とします。
- (2) 前年度中に、すでに活動を行っている団体に限ります。
- (3) 自主財源の制限は設けていませんが、できる限り確保につとめてください。
- (4) 助成年限や経過年数に伴う増減は、ありません。
- (5) 以下の項目に該当する場合は同一団体とみなします。
 - ・利用対象者及び、活動者が概ね半数以上重複すること。
 - ・振込先が同一であること。
 - ・主たる役職者(代表者等)が複数の団体で兼任している場合
(地区社協・障害者団体連合会等の地域あるいは分野の連合組織は除く)
- (6) 親睦のための活動にはこの助成金をあてることはできません。

5. お申込み

平成29年4月5日(水)～4月28日(月) 厳守

受付日時：月～金（祝日を除く） 9：00～11：30／13：00～16：30

6. 報告

事業年度終了後1か月以内（4月末日まで）に日赤栄区地区委員会（事務局：栄区社協）
にご提出ください。

7. 提出書類について

申請のための提出書類は1種類です。

- ・日赤地域福祉活動助成金 申込書 …A3サイズ両面
 - 1ページ：日赤地域福祉活動助成金 申込書
 - 2ページ：収支予算書
 - 3ページ：年間事業計画書
 - 4ページ：団体活動概要（さかえふれあい助成金を申請していない団体のみ記入）
- （※2、3ページはさかえふれあい助成金の中面と同じ様式）

●提出する際の注意事項●

- ・申込書、報告書には必ず代表者の押印をお願いいたします。
- ・当日、代表者の印鑑をご持参ください。
訂正する場合は、修正液は不可です。二重線で消し印鑑で訂正してください。
- ・様式のサイズはA3です。HPよりダウンロードして使用する際に、A4サイズ2枚を貼り合わせての提出は不可としていますのでお気を付けください。
- ・申込書等はコピーして、各団体で保管してください。

〈受付・相談窓口〉

日本赤十字社栄区地区委員会

事務局：福）横浜市栄区社会福祉協議会

〒247-0005 横浜市栄区桂町 279-29

TEL:045-894-8521 FAX:045-892-8974

E-mail：office@sakaeku-shakyo.jp

科目の説明と対象経費・対象外経費

科目の説明と対象経費・対象外経費			
収入	さかえ ふれあい助成金	さかえふれあい助成金申込額	
	(20%を超える事) 自主財源	サービス利用者の利用料	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など *会員、非会員の会費格差は2倍以内
		障害当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など *会員、非会員の会費格差は2倍以内
		担い手・ボランティアの会費等	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など
		他からの助成金・補助金	ふれあい助成金以外の助成金・補助金
	その他	上記以外の収入（寄付金・バザーの収益金など）	
その他	前年度繰越金	前年度からの繰越金（ただし、収入合計の25%以内） ※小数点第1位を切り上げ（前年度繰越金÷収入合計×100） *前年度の完了報告書の次年度繰越金と一致していること	
	前年度積立金	積立金については事業実施にあたって必要不可欠な物などを購入する場合に認める。ただし5年間を上限として、何のための積立金かを申込書に明記する	
支出	助成対象経費	コーディネーター人件費	・コーディネーターの人件費 CO.定義：団体事務所等に週3日以上出勤し、事業実施のためのコーディネートを行う者
		専有の拠点整備と改修費	・専有の活動拠点の建築、改修工事費など
		活動費	・活動に関わる交通費、ボランティア費用弁償。検便代など
		活動場所の維持費 (団体事務所としてのみ使用の場合は対象外)	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料 ・活動場所の光熱水費 ・専有の活動拠点維持に関わる固定資産税 ※団体事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積按分の日割り計算
		物品購入費 (食材費・パーティ等の飲食経費は除く)	・活動に必要な物品の購入経費 ※ただし、任意団体の場合はその帰属について団体間で申し合わせがされていること、一個人に帰属することがないことを確認する
		謝金	・講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金 ・訓練会などの技術指導料
		通信運搬費	・郵券代、電話代、インターネット利用料など
		車両経費 (事業に関わる車両に限る)	・ガソリン代 ・車検・整備費 ・車の借り上げ料 ・年間を通した事業における自動車税 ・駐車場借り上げ料 ・車両購入費 ※自動車税、駐車場借上料、車両購入費については、団体所有の車両でもっぱら当該事業のために使用する車両に限る ※任意団体の場合は、車両の帰属については、団体間で申し合わせがされていること、個人に帰属する事がないこと。
		保険料	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
		印刷費	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費
	助成対象外経費	次年度繰越金	・次年度繰越金
		会議費	・申請事業以外の打合せや会議に伴う経費（施設利用料等）、茶菓代
他団体への会費		・連絡会など他団体へ払う会費	
積立金		・積立金は、5年間以内とし、積立年数と目的を明記すること	
食材費・パーティ等の飲食経費		・食事サービス・サロン等で使用する食材・飲み物・調味料等 ・クリスマス会・キャンプ等で購入する食材・飲み物・調味料等 ・レストラン・宿泊先等での食事代等	

日赤地域活動助成金はここに記載

※ 神奈川県共同募金会助成金を受配予定の団体は日赤地域福祉活動助成金の申込みをすることはできません。

※ 上記科目については、さかえ・ふれあい助成金と同じ内容です。

年間事業計画 記入例

年間事業計画書

(例) 月に2回のリハビリ教室。利用登録者は15名。

月	日時	会場	内容	参加人数 (サービス利用者数・ 障害当事者数など)	備考
4	11日(水) 25日(水)	〇〇自治会館	・リハビリ体操 ・ちぎり絵 ・水墨画	30人	
5	9日(水) 23日(水)	〇〇自治会館	・リハビリ体操 ・グランドゴルフ	30人	
6	13日(水) 27日(水)	〇〇自治会館 ☆☆小学校	・健康体操 ・グランドゴルフで 小学生との交流会	30人	
7	11日(水) 25日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・音楽を楽しむ	30人	
8	22日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・ちぎり絵 ・水墨画	15人	
9	12日(水) 26日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・外出レク説明会	15人	
10	10日(水)	集合 ☆☆地域 ケアプラザ	外出 レクリエーション (鎌倉散策)	15人	
11	14日(水) 28日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・年賀状づくり	30人	
12	12日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・クリスマス会	15人	年末のため 休み
1	9日(水) 23日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・書道 ・カルタ大会	30人	
2	13日(水) 27日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・豆まき	30人	
3	12日(水) 26日(水)	〇〇自治会館	・健康体操 ・カラオケ大会	30人	
合計	21回		300人÷21回=14.28 小数点以下第1位を四捨五入 整数で表示	300人	
平均				14人	

※参加人数は、当事者のみです。担い手となるボランティアや講師は含まれません。